

令和2年第11回玉名市農業委員会総会議事録

令和2年11月5日（木）午後2時 玉名市民会館 第2会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	赤松 繁之	4番	竹下 宏介
5番	浦谷 幸司	7番	下川 安	8番	船津 和利	9番	澤村 哲志
10番	田上 一	11番	福田 友明	12番	中島 浩輔	13番	小川 信孝
14番	高田 優子	15番	吉田 孝壽	16番	島村 秀敏	18番	堀田 昌子
19番	村端 一弘	推1	水本 信之				

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

6番 縄田伊知郎 17番 永田 眞一

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1 水本 信之

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

0名

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	小山 博	次長	西山 美和	係長	松倉 司	参事	安田 志津子
主査	前田 稚子	会計年度任用職員	勅使川原 智美				

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

- 第41号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第42号 事業計画変更承認申請について(第5条許可後)
- 第43号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第44号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第45号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

- 第24号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について(18条)
- 第25号 農地の形状変更届について
- 第26号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（小山 博君） それでは、定刻をまわりましたので始めます。

本日は農業委員総数19名のうち、6番縄田委員、17番永田委員から欠席の届け出があっており、17名の御出席でございます。また、今回、玉名町築山地区の審議案件が多数でありましたことから、農地利用最適化推進委員、1番水本推進委員を招集し、ご出席いただいております。

したがいまして、玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから令和2年第11回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず、永田会長より挨拶をいただきまして、引続き会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、改めましてこんにちは。きのうまで暑い暑いと言っておりましたけれども、最近朝晩だいぶん冷え込んでまいりました。しかし日中になりますと良い気候でございます。また圃場を見えますと、もう稲刈りも最終段階も最終段階、飼料米が大体終わりそうな段階にきております。

しかしながら、今年は作況もあまり良い話は聞こえてきませんが、皆さんのお宅のほうではいかがでございましたでしょうか。反当り5俵とか、良いところは8俵とかそういう話も聞きますけれども、いかがだったでしょうか。ちなみに私は7俵半ありました。なんか今年は自信持っていいような気がいたしますけど。

今日もいろいろ議案が山積しておりますので、どうぞ慎重な審議をよろしく願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） 本日は、議第41号より議第45号までの84件、報告第24号から26号まで24件が提案されておりますので、どうぞ最後までよろしく願いいたします。

それでは、着席をもって進めさせていただきます。

また、本日の議事録の署名委員は、4番の竹下宏介委員、5番の浦谷幸司委員をお願いいたします。

なお、発言の際には委員番号と氏名を述べた上で発言をお願いいたします。また、採決の際は挙手をお願いします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議事に移ります。

はじめに、議第41号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。議案の1ページをお願いいたします。

議第41号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和2年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、岩崎と河崎の申請人で秋丸の田208㎡を相手方の要望と代替地取得のため売買するものです。

2番、岱明町と岩崎の申請人で、岱明町野口の田2,258㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

3番、大浜町の申請人で、大浜町の田2,714㎡を相手方の要望と経営拡張のため賃貸借契約を設定するものです。議第41号4番と関連しております。

2ページをお願いいたします。

4番、天水町と大浜町の申請人で、大浜町の田1,433㎡を相手方の要望と隣接地取得のため売買するものです。議第41号3番と関連しております。

5番、田崎と伊倉南方の申請人で、伊倉北方の田1,710㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

6番、津留の申請人で、津留の田2,026㎡外7筆、計6,068㎡を一括贈与するものです。報告第24号10番から12番と関連しております。

7番、三ツ川の申請人で、箱谷の畑464㎡外3筆、計1,495㎡を農業者年金受給のため使用貸借権を設定するものです。

3ページをお願いいたします。

8番、岱明町の申請人で、岱明町西照寺の畑2,351㎡外3筆、計5,606㎡を労力不足と新規就農のため売買するものです。

9番、岱明町の申請人で、岱明町西照寺の畑557㎡を労力不足と新規就農のため売買するものです。

10番、岱明町の申請人で、岱明町三崎の田3,524㎡を次の11番、岱明町三崎の田3,729㎡と交換するものです。

11番、岱明町の申請人で、岱明町三崎の田3,729㎡を前の10番、岱明町三崎の田3,524㎡と交換するものです。

4ページをお願いします。

12番、岱明町の申請人で、岱明町高道の田876㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

13番、天水町の申請人で、天水町野部田の畑982㎡外7筆、計3,378㎡を子へ贈与するものです。報告第24号8番と関連しております。

以上13件、合計33,556㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し御提案しております。

去る11月2日及び4日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。御審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号1番から順に委員の説明をお願いいたします。また、連続して説明される場合は、引続き説明いただきますよう併せてお願いいたします。

それでは、1番からよろしくお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番と2番の案件について説明いたします。

まず1番の案件は、場所はですね、土木建設会社現場事務所の西側200mぐらいです。玉名立花線の道路新設に伴い田んぼが道路にかかり、譲渡人の要望もあり代替地として譲り受ける。下限面積も満たしており問題ないと思います。審議の程よろしく申し上げます。

2番目の案件について御説明いたします。

場所は岱明町の野口で、譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張、譲受人は親子で2分の1ずつ譲り受ける。下限面積も満たしており、現地調査の結果、許可相当と判断いたします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、4番、同一委員さんでございますので、続けてお願いいたします。

○4番（竹下宏介君） 農業委員、4番竹下です。3番と4番の案件について御説明します。

賃貸人は相手方の要望、賃借人は経営拡張で、議第41号4番と関連で、4番も説明します。

譲渡人は相手方の要望、譲受人は隣接地取得です。譲受人は所有農地3番、4番

の案件が許可されれば下限面積も満たされます。機械もトラクター、田植機も所有されており、現地調査の結果、許可相当と判断いたします。

よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、5番お願いいたします。

○5番（浦谷幸司君） 農業委員、5番浦谷です。5番の案件について説明はしますが、会長にあとからちょっとお願いをしたいと思います。

譲渡人と譲受人は同年です。場所は伊倉中北というちょうど豊水の堤防の方に上がる所から伊倉の方に100m行った所の田んぼをですね、土盛りをして高めてあります。一応、譲渡人が畑にするということで申請はしてあったそうですが、実際は土盛りをしておられたのが譲受人で、事前に行動されておられました。その畑で芋を作るということで買いたいということでした。

ところが、譲受人につきましては、下限面積は6,316㎡、下限面積としては許可相当の面積ではありますが、実際農地をかって生産した実績がありません。議員をしておられますので、ただ下限面積を持つとるから畑を買えるというような形で今までやってきておられます。実際、畑を簡単にこういう形で購入していいのかどうかというのをちょっと私も疑問視しておりますので会長、良ければ最後にこの案件だけ皆さんの意見を聞きながら採決をとっていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○議長（永田知博君） はい、わかりました。

それでは、今のこの5番目の件は、全体が終わった後でよろしいですか。

それでは次、6番、お願いいたします。

○7番（下川 安君） 農業委員7番の下川です。6番について説明をいたします。

譲渡人と譲受人は親子関係で、子への一括贈与ということで、下限面積も満たしており特に問題はないというふうに思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、7番、お願いいたします。

○9番（澤村哲志君） 農業委員、9番澤村です。案件7について説明いたします。

使用貸人と使用借人は親子関係です。農業者年金受給の為の申請で、何ら問題はないので許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、8番、9番、10番、11番までよろしく申し上げます。

○11番（福田友明君） 農業委員11番の福田です。まず8番から説明をいたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は新規就農として農業経営を開始されるものであります。譲受人は兄の主体とする農業、主に稲作です。その経験はありますが譲渡人の要望もあり、新規就農として栗園それから柿園を経営するものです。面積的には農地面積5,606㎡のうち3,780㎡を栗、残りの1,826㎡に柿を植え付けるということでありました。場所的には電器会社工場跡地の南側に位置した所にあります。

それから9番目ですが、譲渡人は労力不足、それから譲受人は新規就農という、先程の8番と同じ譲受人です。面積的には557㎡で栗を栽培するというものであります。当面の間は自己資金をもって計画を行い、それから収穫後はですね、出荷先をJA販売所、それから農村プラザ、ネット販売を考えているということでありました。10月5日だったですかね、新規就農審査会において承認されたものであります。耕作放棄地が増加し、そしてまた高齢化による農業従事者の減少が続く中で、新規就農として農業に就かれるということはとてもありがたいことと思います。8番、9番につきましては、許可相当と判断しております。

それから、10番と11番については、お互いの利便性についての交換であります。これも何ら問題なく許可相当と判断しております。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、12番をお願いいたします。

○12番（中島浩輔君） 12番の中島です。12番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足と譲受人は経営拡張です。譲受人には後継者がおられて、家族3名で頑張られておられます。何の問題もないと思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、13番、お願いいたします。

○18番（堀田昌子君） 18番、農業委員、堀田です。13番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人は親子関係です。これは子に贈与するもので、特に問題はなく許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま1番から13番まで地元委員の説明が終わりましたが、先程5番案件の浦谷委員からの提案の件につきまして、再度、皆さんと検討したいと思いま

す。この案件は私どもが聞いておりますのは、芋を作って焼酎メーカーに納めるとかそういう話があったんですけれども、そのほかでは今まで作付けの状況はなかったわけですか。ここ以外にも。

○5番（浦谷幸司君） 水田も5反以上持っておられますが、一応購入してからすぐ貸に出されておまして、実績は全然ありません。畑も2、3カ所買われておりますが、去年の8月だったですかね、1枚は造成されて宅地として販売されております。ちょうど中北の東側に太陽光が設置されておりますが、あそこの一部にもちゃんと申請人の畑がありまして、そこらをまとめて太陽光の申請もされたようでございます。

ということで、いろいろ今までの実績を見てきたところ、農地を耕作のための購入じゃなくて、なんか利益のため、土地をうまく使って利益を上げるための購入というような形に見えております。これで農業委員会として認めていって良いものだろうかという疑問があります。

それと一応、選挙の公認のパンフレットにも農業という文面は全然出ておりません。会社役員という形で書いておられますので、それもちょっと不思議に思います。ちょっと私一人でなんかあんまり判断ができないもので、皆さん方にそのあたりの御意見等をお伺いしながら判断をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま浦谷委員の方からの提案でございますけれども、実際は農業には従事はしておられんで、そういう風にして購入する権利は持つてあるとは思いますがけれども、一応その表面上はそういう風で芋を作ると。そして焼酎メーカーとの小作契約かなんかで出荷をされるとかっていう名目ではありますけれども、過去の例からするとそういう実績は全然ないということで、浦谷委員自身もこれに自分が許可相当と言えないというようなことでございます。

このへんは皆さんいかがでございましょうかね、事務局も含めて対応を考えていきたいと思っておりますけれども。

○3番（赤松繁之君） 譲受人さんは農業機械等を保持されているんでしょうか。

○5番（浦谷幸司君） 所有はなしです。本人に聞きましたら、「農機具は借って使われるけん、そがんだ関係なかる」というごた言い方をされました。

○3番（赤松繁之君） それじゃあちょっと、あまりにも短絡的な考え方じゃないですかね。

○12番（中島浩輔君） 隣接の農地からの不平、不満とかそういう事案はないでしょうか。小競り合いとかそういうのはあると思えますけど。

- 5番（浦谷幸司君） 今まではですね、畑にしろ一応、人を使って作種等はされておったようです。
- 12番（中島浩輔君） 作付けじゃなく管理というか、機械が及ばない管理ということ。
- 議長（永田知博君） 今、中島委員、一応挙手をもって発言をお願いします。議事録にもちゃんと載りますので。よろしくお願いします。
- この件、事務局の次長の方で。
- 事務局次長（西山美和君） 10月12日に申請がありまして、本人さんの申請ではですね、畑に麦、芋、柿、ブドウを作付けするというので。樹園地も持ってらっしゃるんですけども樹園地はみかんを耕作しているということでした。
- 農機具に関しては、所有のものは耕運機、トラクター、軽トラック、草刈機、コンボが2台あるということで申請はされております。自身は農業歴も30年ありまして、妻は20年、通作距離は自宅から2kmぐらいの所で耕作はしているということで申請はされております。
- 以上です。
- 議長（永田知博君） それでは浦谷委員、個人的な考え方でどういう風にしたほうがいいのかという感想をお持ちでしょうか。
- 5番（浦谷幸司君） 5番、浦谷です。一応、今回は保留していただいて、農機具等の所有があるということでございましたので、私があたりを確認します。それから果樹園の手入れとか、多分水田のほうはまだ作っておられませんので、誰が作っているのか、そのあたりを確認した上でまた次の総会前に事務局の方に報告いたしまして、よければ次の総会に決議という形で申請をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 議長（永田知博君） ただいま浦谷委員の方からの発言で、一応今回総会では案件5番につきましては保留という形で。裏付けをちゃんと確認してから、次の農業委員会総会でまた再度ここで皆さんにお諮りするということでよろしゅうございますか。
- はい、福田委員どうぞ。
- 11番（福田友明君） 11番の福田です。今の件について私も保留というのは賛成なんですけれども、農業を営んでいる議員ということであるならですね、販売実績等があると思うんですね。それをJAに確認するなり、あるいはインターネットを使って売ったとか、そういう実績がないと本当に農業を営むということではないんじゃないかなと思われ、浦谷委員さんが1カ月間ちょっと保留してくれないかということで、私たち農業委員としてもですね、その付近はちゃんと精査してから回答を出すようにしたほうがいいと思います。

○議長（永田知博君） はい、福田委員、ありがとうございました。そのように浦谷委員にあと一努力していただいて、次にお願いしたいと思います。

よろしく願いしておきます。

はい、それではありがとうございました。

1番から13番まで委員の説明が終わったということで、受付番号1番から13番まで、委員の説明のあとにこの再度検討をいたしました。

それでは5番を一応、保留にいたしまして、この5番案件を外してそのほか1番から13番までにつきまして何か御意見、御質問、ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もほかにはないようでございますので、採決に移ります。

議第41号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方の挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。異議がないものと認め、議第41号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第42号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。5ページをお願いいたします。

議第42号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。令和2年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が岱明町開田の田338㎡で、転用目的は貸駐車場です。備考欄の理由により計画変更するものです。議第44号19番と関連しております。

以上1件、合計338㎡を御提案しております。去る11月2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。事務局の説明は終わりました。

それでは、委員の説明をお願いいたします。1番、福田委員、よろしく願いします。

○11番（福田友明君） 11番、福田です。1番について説明をさせていただきます。

この件なんですけれども許可後、当初計画の3倍の請求があり資金不足のために宅地建設を計画どおりにできなかったということで今まで保留という形になってお

りました。それで、今回の場合は個人住宅及び物置を取りやめてですね、貸駐車場ということにするということです。

転用目的は先程言いましたように駐車場なんですけれども、この近くにホテルの里があるんですが、そのホテルの里の駐車場として使用したいということです。転用面積338㎡ですので、普通の車が9台分停められるスペースということであり

ます。当然、駐車場ということですので給排水の計画はありません。雨水は自然浸透、それから生活雑排水もありません。近傍農地への影響はないと思われ

ます。事業変更後の承認申請は何の問題はないと思われ

ますので、どうぞよろしくお願

いします。議第44号19番と関連しております。
よろしくお願

いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま委員の説明が終わりました。皆さん、何か御意見、御質問はございませ

んでしょうか。

（なしの声）
○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないよう

でございますので、採決に移ります。
議第42号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり承認す

ることに異議のない方は挙手をお願いいた

します。
（全員 挙手）
○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。異議がないものと認め、

議第42号につきましては、承認することに決定いたしました。
次に、議第43号農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

議第43号は、受付番号1番につきまして、始末書が提出されております。委員の説明の前に事務局より始末書を読み上げますので、どうぞよろしくお願

いいたします。
それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。議案6ページをお願いいたします。

議第43号農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和2年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。
1番、申請物件が中の畑63㎡外1筆、計214㎡で転用目的は宅地拡張です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断して

業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上2件、合計620㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る11月4日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、ここで事務局より受付番号1番につきまして始末書を読み上げます。

事務局、よろしく願いいたします。

○参事（安田志津子君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より受付番号1番につきまして、始末書の読み上げが終わりました。

それでは、1番、2番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

○3番（赤松繁之君） 農業委員、3番赤松です。1番の案件について御説明いたします。

申請人は親から相続した土地や家が先程始末書にあったように適正な形になるようにとの申請です。場所は県立高校の北隣で、周りは宅地と公立病院の職員駐車場です。今回無断で駐車場や庭として利用していた農地を適正な住宅にするためのもので、整備、造成等はなく、給排水は今までどおり公共の上下水道を利用し、雨水も自然浸透で処理するとのことで、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、2番の案件です。

申請人は親から相続の家や土地であるが、農家住宅が大きく老朽化しているので、今回少し離れた場所に個人住宅を建設するための申請です。場所は、量販店店舗南南東200mくらいの所で、周りは宅地化した一画です。西側を市道が通り、北側と南側は宅地、東側は休耕地、平坦なので造成はありません。建物は木造平屋1棟と駐車場、給排水は西側市道内の公共上下水道と接続利用、雨水は集水桝を設置して西側市道側溝へ接続放流、現地調査の結果、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま委員の説明が終わりました。皆さんより何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第43号農地法第4条の規定による許可申請についての受付番号1番、2番につきましては、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。異議がないものと認め、議第43号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第44号農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

議第44号は、受付番号3番、4番、12番、22番及び23番につきまして、いずれも始末書が提出されておりますので、委員の説明の前に事務局より始末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。7ページをお願いいたします。

議第44号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和2年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が立願寺の畑253㎡で、転用目的は共同住宅1棟です。農地区区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が立願寺の畑269㎡で、転用目的は宅地分譲3区画です。農地区区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が立願寺の田435㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

8ページをお願いいたします。

4番、申請物件が立願寺の田536㎡で、転用目的は資材置場及び駐車場です。農地区区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が築地の畑684㎡で、転用目的は貸倉庫です。農地区区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。報告第24号6番と関連しております。

6番、申請物件が築地の田291㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

7番、申請物件が築地の田187㎡で、転用目的は共同住宅駐車場拡張です。農地区区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

8番、申請物件が築地の田368㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区区分は、

都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

9ページをお願いいたします。

9番、申請物件が山田の畑202㎡外1筆、計477㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2以上の公共施設が存在する区域内にある農地と判断できる第3種農地と、おおむね10ha以上の一段の農地内に所在する農地で第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可は可能となっております。

10番、申請物件が滑石の畑393㎡外1筆、計481㎡で、転用目的は個人住宅及び進入路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

11番、申請物件が滑石の田966㎡外1筆、計1,940㎡で、転用目的は農業用肥料置場及び駐車場です。農地区分は、農用区域内にある農地であり、原則許可はできませんが、農振法第8条第4項の規定する農用地利用計画において指定された用地に供するため、許可は可能と判断しております。報告第24号1番と関連しております。

12番、申請物件が小野尻の畑387㎡外1筆、計444㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

13番、申請物件が伊倉北方の畑92㎡で、転用目的は事業地拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10ページをお願いいたします。

14番、申請物件が伊倉北方の田2,747㎡で、転用目的は太陽光発電施設49.5kwです。農地区分は、おおむね300m以内に駅、市役所等が存在する区域内にある農地で、第3種農地と判断しております。

15番、申請物件が伊倉南方の畑134㎡で、転用目的は資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

16番、申請物件が大倉の畑445㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね300m以内に駅、市役所等が存在する区域内にある農地で、第3種農地と判断しております。

17番、申請物件が玉名の畑7.37㎡外1筆、計287.37㎡で、転用目的は

特定建築条件付売買予定地1戸です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

18番、申請物件が岱明町開田の田373㎡で、転用目的は貸資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

11ページをお願いいたします。

19番、申請物件が岱明町開田の田338㎡で、転用目的は貸駐車場です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可は可能となっております。議第42号1番と関連しております。

20番、申請物件が岱明町開田の畑1,926㎡で、転用目的は太陽光発電施設832.5kwです。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

21番、申請物件が岱明町中土の畑647㎡で、転用目的は中古車展示販売場です。農地区分は、おおむね300m以内に駅、市役所等が存在する区域内にある農地で、第3種農地と判断しております。

22番、申請物件が岱明町浜田の雑種地591㎡外2筆、計1,134㎡で、転用目的は寺院敷地拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

12ページをお願いいたします。

23番、申請物件が天水町部田見の田803㎡外1筆、計1,983㎡で、転用目的は貸資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

24番、申請物件が天水町小天の田679㎡で、転用目的は社員住宅2棟です。農地区分は、駅、市役所等の周囲おおむね500m以内の区域にある農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

25番、申請物件が天水町小天の田207㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、駅、市役所等の周囲おおむね500m以内の区域にある農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上25件、合計17,357.37㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基

準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る11月2日及び4日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

1番から25番まで、ただいま事務局の説明が終わりました。

それでは、まず受付番号1番から2番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員、1番水本です。1番、2番の案件について御説明いたします。

まず1番は、場所は外科医院北側400mぐらい、転用目的は共同住宅1棟です。事業面積は1,325.29㎡です。アパート1階に美容室を営み、アパート木造2階建て、建築面積は180.93㎡、延べ床面積は361.86㎡、10世帯分です。駐車場への転用面積は253㎡、アパートの給水は西側市道上水道より給水、アパートの雨水は西側市道側溝に接続放流、アパートの雑排水、汚水は西側市道の下水道本管に接続、駐車場については給水不要、アパート駐車場に高傾斜があるためにスロープを造り駐車場へ上がる。また一部アパートと駐車場の間にブロックを積み土砂の流出を防ぐ。現地調査の結果、許可相当と判断いたします。

次に、2番目の案件について御説明します。

場所はスーパーマーケット跡地より北側へ60mぐらいの土地です。事業区は宅地分譲3区画、現在建っている住居4戸のうち3戸を解体し、南側に道路を4mに拡張し、住宅分譲3区画を計画する。事業面積は820.18㎡、転用面積は269㎡です。西側の境界にはブロック2段を設置します。給排水計画は、新設道路内に東側市道内下水道本管より引き込み接続・排水する。現地調査の結果、許可相当と判断いたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、ここで受付番号3番、4番につきまして、事務局より始末書を読み上げます。

事務局、よろしくをお願いいたします。

○参事（安田志津子君） — 3番、4番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

事務局より受付番号3番、4番につきまして、始末書の読み上げが終わりました。それでは、3番から11番までの委員の説明をお願いいたします。

また、連続で説明される場合は、引続き説明をいただきますよう併せてお願いい

たします。

それでは3番からどうぞ。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。3番と4番の案件について御説明いたします。

場所は神社西側600mぐらいの位置、事業目的は個人住宅、現在アパートに居住しているが、子どもの成長に伴い住宅の建設を行うことになった。転用面積は435㎡、木造2階建て、建築面積は67.07㎡、給排水計画は、給水は南側道路上水道より給水、生活雑排水、汚水は南側道路埋設の下水道に接続する。雨水は南側道路脇側溝に放流する。北側の境界にはブロックを3段設置し、土砂の流出を防ぐ。現地調査の結果、許可相当と判断いたします。

次、4番の案件について御説明いたします。

場所は、さっき言った所の隣ですね、神社の西側600mぐらいです。転用目的は現在塗装業を営んでいるが、足場などの建築資材の置場を探していた。自宅の目の前であり、資材置場、駐車場として最適なために購入したい。給排水計画は給水は必要なくそのため生活雑排水はありません。雨水については、当該地より土砂などの流出がないよう気をつけ、道路側側溝へ放流する。現地調査の結果、許可相当と判断いたします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、5番からお願いいたします。

○3番（赤松繁之君） 農業委員、3番赤松です。5番の案件について説明いたします。

申請人は物品保管室、トランクルーム賃貸業を営むが、今回、本地において事業を展開するための申請です。場所は量販店より南250mぐらいの所で、南側を市道が通り、西と東側は住宅、北側は宅地と竹林です。市道より少し高くなっているので造成はなく、南西の隅よりスロープ状に進入路を造り、上部を均して碎石を敷き、貸倉庫とトランクルームを設置し、ほかは駐車スペースです。貸倉庫とトランクルームですので給排水は関係なく、雨水は自然浸透だそうです。周りに農地はなく、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、6番です。

申請人は市内で借家住まい、結婚を機に個人住宅を持つための申請です。場所は築山小学校の南側300mぐらいの所で、南側を市道が通り、東側と西側は住宅という宅地の一画です。東側に道路を造り、1つの畑を3筆に分けたうちの1つで、造成はなく周りをブロックで仕切り整地するだけです。建物は木造2階建て1棟と駐車場です。給排水は南側市道内の上下水道を利用し、雨水は自然浸透を図り、オ

オーバー分は市道側溝へ接続放流、市街化区域でもあり、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、7番です。

申請理由は、東側の隣接地でアパートを経営しているが、駐車場が手狭であり、拡張するための申請です。場所は6番と同じく築山小学校の南300mぐらいの所で、3筆に分割された北側の一面です。北側を里道が通り、東側は申請人のアパートでほかは宅地です。北側をL型擁壁で囲み、アパートの敷地と同じ高さに盛土をして整地をし、アスファルト舗装をして駐車場6台分を設置するものです。駐車場のために給排水は関係なく、雨水はアパート東側の市道側溝へ放流するそうです。現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、8番の案件です。

申請人は市内のアパート住まいで、手狭になったため個人住宅をとの思いの申請です。場所は先の6番、7番の案件の間で3筆の中央です。造成は道路より10cm高くなるようにして、土砂の流出を防ぐそうです。建物は木造平屋建て1棟と駐車場です。給排水は東側市道より南側道路を通じて上下水道を接続して利用、雨水は自然浸透を図り、オーバー分は道路を通して市道側溝へ放流、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、9番の案件です。

申請人は現在親と同居住まいであるが、自己専用個人住宅をとの思いの申請です。場所は築山小学校の北側400mぐらいの所で、北側と西側を道路が通りほかは住宅地です。西側市道より少し高い所ですから周りをブロック擁壁で囲み、その上にフェンスを設置して土砂の流出を防ぐそうです。建物は木造2階建て1棟と駐車場です。給排水は西側市道内の上下水道を利用し、雨水は雨水桝を設置して市道側溝へ接続放流、現地調査の結果、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、10番、11番、続けてお願いいたします。

○2番（鶴田克士君） 農業委員2番の鶴田です。10番の案件については、譲受人は、現在玉名市にあるアパートに奥様と2人で暮らしておられます。将来のことを考え住宅の建設を考えるようになり、滑石の実家の近くに土地を探しておりましたところ、申請地が譲り受けることができ今回申請されたものです。場所といたしましては、滑石郵便局の前の道を挟んで東側です。申請地は、南は畑、北・東は家が建っており、西側は市道が走っております。転用面積は481㎡、ちょっと広いようですけれども、進入道路が88㎡、建設面積が118.41㎡の木造平屋建ての計画

です。給水は市の上水道を利用するということです。生活排水は合併浄化槽にて処理し、新設する西側の側溝に流すということです。雨水は浸透枡を設置し、増水分は側溝に流すそうです。造成工事及び造成後の被害が生じた場合には、転用者が自己の責任において補償するのと伴に万全の防除策を講じるということでございまして、現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたしております。

続きまして、11番の案件につきましては、譲受人は現在滑石地区で32.5町ぐらいのレンコンを作付けしておられまして、耕作面積の拡大に伴い、農業肥料置場並びに保管場所がなく困っていたところ、近くに耕作していない農地があり相談したところ、協力して頂けるということで申請されました。場所といたしましては、滑石では一番海岸で有明海の堤防より300mぐらい手前です。転用面積は1,940㎡です。盛土を30cmぐらいするそうです。肥料置場として農業用ハウスを924㎡、道路及び展開スペースを616㎡、駐車スペース並びに道路を400㎡ということで計画されております。東側は農道、南側は田んぼ、西側は農業用排水路です。北側は田んぼになっております。生活排水はなく、雨水は自然浸透だそうです。農地との境目には現在ブロックが接いでありましたが、内側に当て板を設置し、土砂の流出を防ぐとのこと。転用により苦情、被害が生じた場合には、責任を持って対応しますということでございます。現地調査の結果、本件も許可相当と判断しております。報告24号1番と関連しております。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、ここで受付番号12番につきまして、事務局より始末書を読み上げます。

事務局、よろしく願いいたします。

○参事（安田志津子君） — 12番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

事務局より受付番号12番につきまして、始末書の読み上げが終わりました。

それでは、受付番号12番から21番につきまして、委員の説明をお願いいたします。連続しての説明の場合は、引続き重ねてお願いいたします。

それでは、12番からよろしく願いいたします。

○4番（竹下宏介君） 農業委員、4番竹下です。12番の案件について御説明します。

申請人は親子であり、今回父の所有の農地に個人住宅を建てるものです。土地の選定理由は、今まで暮らしてきた実家の隣接地であり、環境も良く、適していると思ひ選びました。申請地付近は宅地化された地域であります。周辺の状況については、東側は市道、北側は里道、西側は両親の住宅となっております。南側は県道とな

っています。給水については市の上水道が通っており、それを利用します。生活排水については、合併浄化槽で処理し、東側側溝に排水する計画です。雨水については自然浸透となっています。境にはブロックで擁壁をし、土砂の流出を防ぐ措置も行われます。現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたします。

よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは13、14、15、16番まで、同一委員さんでございまして、続けて説明をお願いいたします。

○5番（浦谷幸司君） 農業委員、5番浦谷です。13番の案件について説明をさせていただきます。

場所は伊倉の病院前信号がある所でございます。転用目的は事業地拡張でございます。転用面積は92㎡で、この病院の入り口の一面に畑としてありました。病院の運営に駐車場が必要で今回、その機会を得まして持ち主の方に相談し譲り受けることができたそうでございます。申請地は駐車場で使用しますので、雑排水はありません。雨水については砂利を敷き込むということで、自然浸透ということでございます。造成の際には土砂の流出、堆積、崩壊等の事故がないようにするというところでございます。もし万一周辺農地に被害が生じた場合、直ちに申請者が責任を持って解決をするということでございます。

次に、14番の件について説明いたします。

14番の案件は、場所は伊倉北方の肥後伊倉駅の北側300m以内の所でございます。現在そこは休耕地になっておりまして、6年前に誰か作ってもらえんだらうかということで農業委員の方にお尋ねがありましたが、周辺の皆さんにお伺いしましたが誰も作らないということで一応休耕地となっております。そこに今度、事業者が太陽光発電の設置をするということで申請があっております。転用目的は太陽光発電施設でございます。転用面積としましては、2,747㎡と面積としては広うございますが、両サイドが竹やぶとか池があったりということで、実際の面積はパネル設置面積が577㎡、それらをフェンス等で囲む面積が1,682㎡、メンテナンス用の作業スペースが200㎡、それから法面で約360㎡、池がありまして、その池の軟弱地が約300㎡もあります。そしてフェンスの後退部が200㎡以上あり、面積のわりにはパネル数312枚と少ないのは周りの環境が少し悪いということで土地の真ん中集中で発電を行うということでございました。出力は49.5kwの発電ということでございます。給水はございません。雨水については自然浸透ということでございます。造成にあたり堆積、倒壊等が生じた場合や周辺の農地に被害等が生じる恐れがある場合は、事業者が責任を持って解決するという

ことをございます。また、日照、通風、耕作への影響はないということをお考えまして、許可相当と思ひました。

それから、15番の案件について説明いたします。

15番の案件は、先般からちょこちょこ出ておりますが、伊倉南方の金融機関前の土地でございまして、先般、道路を造るときに一応購入した所の残地の畑でありまして、そこを所有者が管理できないということで資材置場にとひいうことで申請があつております。南側に倉庫がありその通過地点の途中でございまして、砂利とか山砂の資材置場に利用するということでございまして。転用面積は134㎡、周り3辺をコンクリートブロックで囲んでありますので、土砂の流出もなく、東側の縁石をもって雨水が流れないようにするということでございまして。万一周辺に被害等が生じた場合は、転用者が責任を持って対応するということでございまして、許可相当と思ひます。

それから、16番の案件について説明いたします。

16番は玉名市大倉という場所でございますが、先程の太陽光の申請のあつた場所のすぐ西隣でございます。申請者は夫婦でアパート住まいだが手狭になつたため家を建設するということで、実家の隣で環境も良く、申請者の方は長男で、両親の面倒を看やすいということで申請地を選定したということでございまして。転用面積は445㎡、建築面積は117.05㎡ということでございまして。排水計画は、汚水、生活、雑排水は合併浄化槽を設置して処理した後、西側の道路側溝に流すということでございまして。雨水は雨水管を通じて道路の側溝に流しますということです。それから、近隣の農地に日照・通風・耕作等の影響がないように配慮して、万一迷惑があつた場合は転用者が責任を負いますということでございまして。

許可相当と思ひます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは次、17番をお願いいたします。

○9番（澤村哲志君） 農業委員、9番澤村です。案件17について説明いたします。

場所は玉名市玉名、玉陵中学校の東、約300mの所です。譲渡人の住まいに隣接する自分の畑を今回、譲受人がその土地を個人住宅用地として販売する計画だそうです。転用面積は287.37㎡で、計画では建築面積59.62㎡で、木造2階建て、給排水として、排水は転用地の東側の公共下水道に排水し、給水は上水道を利用、雨水は北側の水路に排水。被害防除計画として、申請地は前面市道より10cmぐらいの高さに造成し、周囲はL型擁壁を設置し、土砂の流出を防ぐ。隣接地に被害が発生した場合は、申請者が責任を持って解決するとのことでした。隣接する畑、また住まい等への日照・通風は、何の問題はないようで、現地確認の結果、

何ら問題はないようで許可相当と思いました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして18、19、20番まで同一委員さんでございまして、続けてお願いいたします。

○11番（福田友明君） 農業委員、11番福田です。18番から19番、20番まで説明をいたします。

まず18番ですけれども、転用目的は資材置場とクレーン車などの駐車スペースとして転用するということでもあります。譲受人は、現在クレーン業を経営しておられますが、現在使用している土地は借地であり、土地の権利関係が複雑であるために、将来を考え自分で駐車場、資材置場を造るということで探していたそうです。購入後は自分の経営している会社へ貸資材置場として貸すということでありました。場所としては、量販店から北の方へ約500m行った所に位置します。転用の面積は373㎡でありますけれども、利用にあたりまして砂利を敷くということでありました。給排水計画は資材置場ということでもありますので給水計画はありません。雨水につきましては敷地内に自然浸透させまして、オーバーフロー分は西側の道路の側溝に放流するということでありました。被害防除計画ですけれども、北側は水路と本人の住まい、それから東側は山林、それから南と西は市道ということであります。土砂の流出等が生じた場合は、責任を持って対処するということでありました。

それから、19番は議第42号第1号と関連しておりますけれども、貸駐車場への転用であります。先程説明しましたが、譲受人は資金不足によって住宅建設を諦め、今回は土地を活用したホテルの里の駐車場として使用しながら土地の管理をするということでありました。場所は量販店から北へ行った所、小岱山の麓の所に位置します。転用面積は338㎡で、車9台分にあたります。給排水計画はありません。それから雑排水、汚水もありません。雨水は敷地内に浸透させ、それからオーバーフロー分につきましては、西側の道路側溝に放流するということでありました。被害防除計画は、土砂の流出、それから堆積、崩壊等の対策は、造成は無いために無いと思われまして、それから近隣農地への防除計画ですが、北側に1戸だけ住宅はありますが、農地への影響はないと思われまして、万が一被害が生じた場合は、責任を持って対処するとのことでありました。調査の結果、許可相当と判断しております。

それから20番ですけれども、太陽光発電施設832.5kwへの転用であります。選定理由といたしまして、借人は申請地が大部分は山林であります、南向き

の穏やかな傾斜地であり、日照が良好なため太陽光発電施設を設置するのに適しているからということでありました。貸人では管理が行き届かないため賃借の相談があったということでございます。お互いの思いが一致したために今回の申請となったということでもあります。場所としては、先程のホテルの里付近の駐車場の申請地から約500m奥に行った所、小岱山の麓であります。転用面積は1,926㎡ですが、山林を含めると太陽光発電施設としての事業面積は10,304㎡になります。給排水計画ですが、給水の計画はありません。それから雨水は自然浸透をさせ、オーバーフロー分は場内に素掘りした排水柵を設置し、西側の排水路に排水するそうであります。当然生活雑排水、汚水はありません。被害防除計画ですけれども、周囲に土手等を設けて、隣接地への土砂の流出がないようにするということがありました。近傍農地への被害防除計画ですけれども、周囲は全て山林でありまして、被害の影響はないと思われましても、当然のことながら周囲はフェンスを設けて、隣接地より十分距離を設けて太陽光パネルを設置することになります。そのために日照とか、あるいは通風、耕作等への影響はないようにするということがありました。調査の結果、許可相当と判断しております。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは21番、お願いいたします。

○10番（田上 一君） 農業委員、10番田上です。21番の案件を説明します。

譲受人は現在会社員をやっておられますが、古物商の許可を持っておられるので、自宅の西隣の土地を譲り受けて中古車販売事業を計画されるということです。申請地の前は県道になります。その県道の玉名長洲線の路線沿いに岱明町の公民館と岱明支所のちょうど中間ぐらいになる所です。転用面積は647㎡で、中古車展示場が600㎡になります。あとの47㎡というのは、プレハブ造りの店舗兼事務所になるそうです。自宅の横で給排水計画はありません。雨水は雨水柵を設けて県道のほうの側溝に流す予定だそうです。被害防除計画としては、北と西に農地があります。万一、周辺の農地に御迷惑をかけたります場合は申請人の責任として円満解決しますということですから、問題はないと思われました。なにぶんよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、ここで受付番号22番につきまして、事務局より始末書を読み上げます。よろしくようお願いいたします。

○参事（安田志津子君） — 22番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、受付番号22番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

○12番（中島浩輔君） 農業委員の12番中島です。22番の案件について説明いたします。

使用貸人と借人は親子関係で、借人は宗教法人の代表役員をされていらっしゃいます。目的は、住職さんの居住、それと来訪者の駐車場、一部を庭園として利用するという事です。今、始末書にありましたように、転用面積の591㎡と382㎡に住居をまたぎ残り部分を庭園に計画されております。あと残りが始末書にありましたように駐車場として設置してあります。下のほうの161㎡は、これも駐車場として設置してあります。建設の面積は69.56㎡です。場所は岱明中学校より南側に300m程行った所のお寺です。西側には使用貸人の家があり、借人にとっては本家です。北側に畑、東側と南側には道路があります。この三方とも5段から6段のブロック塀が設置してあります。給水は本家の水道と接続し使用する。生活雑排水や汚水は南側の市道の下水道に接続されるということです。雨水は隣接地、本家の方の雨水桝に接続され、あと自然地下浸透の計画です。現地調査の結果、問題ないと思いました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、ここで受付番号23番につきまして、事務局より始末書を読み上げます。

事務局、よろしく願いいたします。

○参事（安田志津子君） — 23番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局より受付番号23番につきまして、始末書の読み上げが終わりました。

それでは、受付番号23番から25番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

○18番（堀田昌子君） はい、18番、農業委員、堀田です。23番の案件について説明します。

この申請地は、東と西を道路に面しています。北と南は畑ですが、資材置場ですので日照不足になる高さもなく、通風に影響する高さでもないので、両側の農地に影響はありません。給水は資材置場ですのになし、生活雑排水、汚水もなし、雨水は自然浸透です。現地調査をしましたが、始末書にあるとおり既に埋め立てであるので、農地ではなく現況は雑種地ようになっております。この形状のまま資材置場として使用するの、正しい地目にするために追認をお願いしたいと思います。

続いて24番の案件について説明します。

申請地は、譲受人である法人の社員住宅として、1棟4人ずつの計2棟を計画されております。職場に近く、県道沿いでもあり、利便性を考慮してここを選定してあります。東は水路、西は道路、南と北は宅地に面しております。給水はボーリング施設を設置して使用する。排水においては、生活雑排水、汚水は合併浄化槽を設置して、隣接する東の水路へ流します。雨水も接続して同様に隣接する水路へ流します。現地調査の結果、許可相当と思います。

続いて25番の案件について説明します。

まず、この申請地は24番の申請地と隣接しており、申請人は農業であり、現在の住居敷地内は農業用資材置場、トラック等の駐車場として十分な確保ができておりません。安全性・効率性を図るためにこの機会に拡張するものです。敷地拡張のため給水、排水はありません。雨水のみ自然浸透です。現地調査の結果、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。1番から25番まで、何か皆さんより御意見、御質問はございませんでしょうか。御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第44号農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第44号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第45号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。13ページをお願いいたします。

議第45号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和2年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

14ページから15ページまでの総括表、16ページから19ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回、所有権移転が5件12,521㎡、利用権設定が38件、100,619㎡、合計43件、113,14

0㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、皆さん、何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、議第45号農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第45号につきましては原案どおり決定いたしました。

次に、報告第24号、25号、26号につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。20ページをお願いいたします。

報告第24号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和2年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回20ページから24ページまでの20件、合計35,155㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

報告第25号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和2年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回3件、1,253.54㎡の届出を受理しております。

続きまして、26ページをお願いいたします。

報告第26号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和2年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件、81㎡農業用施設とする届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より報告がございました。以上につきまして、何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、本日も予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

6. その他

○議長（永田知博君） その他に移ります。事務局より何かご報告はありませんか。

（ありませんの声）

○議長（永田知博君） それでは、皆さんより何かございませんか。

（なしの声）

-----○-----

7. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、ないようでございますので、長時間にわたりましてありがとうございました。お疲れさまでした。

それから、3条の浦谷委員からの件でございますけれども、御苦労ですけれども引続きよろしく願います。次回の農業委員総会の際にまた改めて報告させていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後3時45分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和2年11月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 竹下 宏介

農 業 委 員 浦谷 幸司